

◇大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

- 1 放課後児童健全育成事業所の開所日数に関する規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和８年10月２日）から施行することにしました。

（こども青少年局企画部青少年課）